

江府町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

現在の農地利用最適化推進委員の任期満了後の、令和5年7月20日以降の新しい農地利用最適化推進委員を、以下のとおり募集します。

1 募集人数

5人（農業委員会が定める区域ごとの募集人数は以下のとおり）

区域	区域の詳細	募集人数
江尾・日光地区	江尾地区全域、小江尾、大満、久連、美女石、佐川、柿原、袋原、西成、吉原、大河原	2
米沢地区	宮市、宮市原、助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、杉谷、貝田	2
神奈川地区	下安井、洲河崎、荒田、半の上、宮の前、武庫、新道、一旦、池の内、尾之上原、日の詰、深山口	1

2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和5年7月20日以降）から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身分

江府町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務に伴う現場活動を行います。また、農地利用最適化推進委員は、その担当する地域内における農地等の利用の最適化の推進について、各種研修会等に参加や農業委員会総会等に出席し意見を述べることができます。

農業委員や農地中間管理機構と連携して上記の業務にあたります。

5 委員報酬（月額）

「江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく額
報酬月額：28,800円

6 推薦を受ける人及び応募する人の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方とする。ただし、推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられその執行中の者。
- (2) 町の一般職の職員である者。

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送又は持参によって提出してください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦および応募様式

- ①個人から推薦 【様式第1号】及び【様式第2号】
- ②団体等からの推薦 【様式第1号】及び【様式第2号】
- ③一般募集（自ら応募する場合） 【様式第1号】

(2) 添付書類

推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格を明らかにする事項が分かるものを添付してください。

(3) 様式の入手方法

次の窓口のほか、江府町ホームページからもダウンロードできます。

- ・江府町農業委員会事務局（江府町役場1階）
- ・江府町ホームページアドレス <http://www.town-kofu.jp/>

8 受付期間

令和5年3月1日（日）から令和5年3月31日（火）まで【当日消印有効】

※申込書を持参される場合は平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込状況によっては受付期間を延長する場合があります。その場合は、江府町ホームページ等によりお知らせします。

9 推薦及び応募の状況の公表

推薦・応募の状況については、法令に基づき、推薦・応募の書面の記載事項のうち住所を除き、江府町ホームページ等によって、推薦・募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後に公表します。

10 選定方法

江府町農業委員会において、提出された書類をもとに選定します。（必要に応じて面接を行う場合があります）

11 その他

江府町農業委員会の委員の募集も別途行っています。（同時に応募することはできませんが、兼務はできません。）

12 推薦・応募に係る書類の提出及び問い合わせ先

江府町農業委員会事務局 電話番号 0859-75-6620

〒689-4401

江府町大字江尾1717番地1（江府町役場1階）